明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百十五万五千八百八十円、資本準備金の額を二千四百十五万五千八百七十九円減少し、それぞれ一千万円、二十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年十二月九日

福岡県飯塚市忠隈一〇九番地一

有限会社西部不動産

代表取締役　貞島　忠道

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年十二月二十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年十二月九日

東京都文京区本駒込二丁目二八番八号文京グリーンコートセンターオフィス九階

クラリアント触媒株式会社

代表取締役　三成　紀夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月九日

北海道北見市端野町緋牛内一五三番地の五

オホーツク観光株式会社

代表取締役　渡邊　信幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月九日

東京都千代田区外神田三丁目一〇番一二号

ラドセーフテクニカルサービス株式会社

代表取締役　原　邦彦

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十七年十一月二十六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式九十五万株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金二十五円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十七年十二月二十五日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の全額を増加資本金の額とし、資本準備金の額は〇円とする。

以　上

平成二十七年十二月九日

東京都中央区京橋二丁目八番一〇号

丸茶株式会社

代表取締役　佐々木浩二

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十七年十二月一日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式一千二百五十株

二、払込金額　一株につき金四万円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十七年十二月十四日から平成二十七年十二月二十四日まで

五、割当の方法　特定の第三者に割り当てる

六、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十七年十二月九日

新潟県新潟市中央区米山四丁目一番二八号

株式会社リビングギャラリー

代表取締役　藤田　幸成

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年一月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十二月九日

東京都港区六本木三丁目一三番六号

株式会社溝渕建設

代表取締役　溝淵　愛子

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、平成二十七年十一月十五日開催の臨時株主総会において、定款を変更して株式を譲渡によって取得するには取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年一月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十二月九日

静岡県浜松市浜北区新原二五二八番地の一

浜北砕石株式会社

代表取締役　鈴木　法子

限定承認公告

本籍東京都新宿区下落合三丁目五六〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区寿能町二丁目二一六番地二寿能ハイツ二―一〇六

包括遺贈者　亡　柴田啓次郎

右包括遺贈者は平成二十七年二月六日死亡し、その包括受遺者は平成二十七年十一月三十日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

埼玉県鴻巣市筑波二丁目六番一三号

包括受遺者兼限定承認者　柴田　剛志

埼玉県さいたま市北区大成町四丁目二四四番地四

右法定代理人　成年後見人　石田　信之

限定承認公告

本籍大阪府富田林市向陽台三丁目三番、最後の住所大阪府富田林市向陽台三丁目三番七―一〇五号

被相続人　亡　山崎　雅弘

右被相続人は平成二十七年九月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年十一月三十日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

大阪府富田林市向陽台三丁目三番七―一〇五号

相続財産管理人　山崎　裕美

限定承認公告

本籍兵庫県佐用郡佐用町安川九三八番地、最後の住所兵庫県佐用郡佐用町円應寺七七番地一

被相続人　亡　山本　美好

右被相続人は平成二十七年四月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年十一月三十日神戸家庭裁判所龍野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

兵庫県神戸市垂水区舞子台八丁目一六―一七―一二〇三

相続財産管理人　樋口　悦子

訂正公告

平成二十七年九月八日（号外第二〇五号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「最後の住所北海道旭川市六条三丁目四番九号ハーブ荘一階」とあるは、「最後の住所北海道旭川市忠和六条三丁目四番九号ハーブ荘一階」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十二月九日

北海道旭川市花咲町四丁目上村合同事務所

相続財産管理人　上村修一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年十一月二十日（号外第二百六十二号）内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第一号（事業主行動計画策定指針）（印刷誤り）	三	下	一障壁となる	女性の活躍の大きな障壁となる

平成二十五年一月九日（号外第四号）厚生労働省告示第一号（ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示）（原稿誤り）

一一ページ上段一九行目の次に次のように加える。

第四条の二の表中「前条第二号」を「前条第一号」に、「前条第三号」を「前条第二号」に、「前条第四号」を「前条第三号」に改める。

◉号外　十二月九日付第二七六号六月十七日付衆会第四六号二

四ページ●同日付政府調達第二三〇号二四ページ●九ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）